

## 令和6年能登半島地震により被災された方への住宅支援について

### 入居対象者

令和6年能登半島地震により住宅が損壊し、住まいにお困りの方。

### 入居条件等

- (1) 入居期間は、原則として入居の日から1年間
- (2) 家賃は、全額免除
- (3) 敷金、連帯保証人は不要
- (4) 光熱水費及び区費等は自己負担
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (6) ペットと同居することはできません

### 申請に必要な書類

- ・ 特定公共賃貸住宅一時使用許可申請書
- ・ 罹災証明書
- ・ 誓約書

### 入居受付期間

令和6年1月12日 から  
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

### 提供戸数

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| ① | 特定公共賃貸住宅天神団地 39号 | 1戸 |
| ② | 特定公共賃貸住宅天神団地 40号 | 1戸 |

合計 2戸

## 住宅の概要

- ① 鳥取県東伯郡三朝町大字森 597 番地 15  
木造瓦葺き 2 階建・3DK(平成 7 年度建築)  
(1 階: 6 畳和室・台所(約 6 畳)・浴室・洗面所・便所・押入)  
(2 階: 6 畳和室・9.2 畳洋室・押入)

- ② 鳥取県東伯郡三朝町大字森 597 番地 15  
木造瓦葺き 2 階建・3DK(平成 7 年度建築)  
(1 階: 6 畳和室・台所(約 6 畳)・浴室・洗面所・便所・押入)  
(2 階: 6 畳和室・9.2 畳洋室・押入)

※ エアコン、照明設備、ガスコンロ等は設置しておりませんので、入居される方でご準備ください。

申込及びお問い合わせ

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999-2

三朝町役場建設水道課 町土整備係

電話: 0858-43-3502 FAX: 0858-43-0647